



## 建築基本法への想い

東京工業大学教授・環境建築家

仙田 満

昭和25年制定の建築士法をはじめ、日本の建築関連法規がある意味で制度疲労をおこしていることはすでに周知の事実である。しかしながらそれについては一切手を触れず、さまざまな小手先の規則、規準づくりの方向に現在の法整備の流れは進んでいないだろうか。近年中国で建築設計の仕事をしていると、日本の精緻な法体制が逆に創造性や技術の国際競争性を喚起しないシステムであることを痛感してしまう。日本の建築界も他の産業と同様にもっと創造性と競争性をおこさせ、挑戦性を第1にする方向へ向かわねば、世界の潮流に一歩も二歩も遅れをとってしまうだろう。結局は設計者、技術者の能力を高め、高い能力のある設計者、技術者に責任を負わせることが重要なのだと思える。実務経験もなく、ただ受験能力の高い人が合格できる今の建築士試験は意味がない。高い総合力をチェックするシステムに変えねばならない。また日本の公共建築の85%が設計入札で設計者を選定していることに愕然とする。お金だけで設計者を選定してはならないという法律が必要である。建築はどうつくられるべきなのかという基本がしっかりしていないから、会計法のように100年前にできた法律が足かせになり、些末な技術論、技術規定が先行してしまう。個人的には建築士法の見なおし、設計者選定法の制定、建築基本法の制定を含め、2010年頃までに日本の建築関連法案を美しい国土、美しい地域、競争力と創造性に満ちた技術、デザインを生み出す方向に変革する必要があると考える。

### 日本建築学会大会研究協議会「建築関連法規と学会の役割」の議論を聞いて

去る8月31日(火) 建築学会北海道大会において、「法律に対処するための枠組み造りに関する特別調査委員会」が担当した研究協議会が開催された。神田順委員長(東京大学)による主旨説明、岩橋健定氏(東京大学)による基調報告に続いて、稲垣道子氏(フェリックス) 芦原太郎氏(芦原太郎建築事務所)、高見沢邦郎氏(東京都立大学)、東清仁氏(清水建設)、平手小太郎氏(東京大学)、平野吉信氏(国土交通省国土技術政策総合研究所)ら6名の話題提供の後、壇上及び会場から活発な討論が行われた。議論の要旨は以下の通り。

#### 1. 趣旨説明: 法律に対する学会の役割・神田順委員長

「誰かが決めて、自分たちを守ってくれる」(パターナリズム)という態度から建築界も脱却し、専門家として立法院に対するポリティカルアクションを起こすことが求められる時期に来ているのではないか。

#### 2. 基調報告: 法の機能と学会の役割・岩橋健定氏

専門家に対する社会からの信頼と正当性の認知度合によっては専門家団体が法と行政の機能を代替することは可能と考えられる。その条件に対して建築学会はいかがであろうか。

「建築基準法の諸問題」を考える・稲垣道子氏

現行の基準法の問題は、1.法の規定が膨大、2.単体規定は技術の進歩についていけない、3.集団規定は規定の目指す姿が見えていない、4.違反が多い、という4つに整理。学会はユーザーの視点からも、現行法の改定に関与していくべきではないか。

#### 建築設計者の立場から・芦原太郎氏

法規もそろそろバージョンアップが必要。最低基準をクリアするための法律が、より良い建築の実現に障害になっていることがある。

#### 都市計画分野における法の論点・高見沢邦郎氏

これだけ紛争が多いということは、市民的感觉と法のあいだの何かがおかしいということではないか。景観法のように、国の法律は基本法にとどめ、自治体が制定する実定法(条例)との関係を建築にも求めたい。

#### 構造設計と法令・東清仁氏

新規の技術は法(告示)に載らないと実現できない。しかし法は技術の実態に追いつくことが出来ずにいる。技術的な細部を法で規定することに根本的な無理があるのではないか。

#### 居住環境系基準と法令・平手小太郎氏(代読)

単体規定は実現しようとしている目的を明示すべきであるし、集団規定は国で決める最低基準と地域による独自規制の2段階構成にすべきである。財産権に優先する人格権の確立と、「居住者」を対象にした基本姿勢に法を転換することとが求められる。

#### 海外建築行政の現状について・平野吉信氏

「性能規定化」先進諸国から見てきた問題点について報告。普遍的な性能基準、というものは、本当に制定可能なのか。学会が制度作りに関与するにしても、規制基準と設計基準の両者の目標レベルを調整する仕組みづくりが必要である。

このあと、関係委員会報告として、建築基準法・都市計画法特別研究委員会の岡辺重雄氏（想像都市研究所）と建築法制部門研究懇談会の五条渉氏（国土交通省）から報告があった。五条氏の報告は「性能規定化における建築確認の意義と限界」という表題であったが、この中で「建築確認のための基準詳細化による羈束（きそく）性（誰が見ても同じ判断がなされること）確保は現実的に不可能」という話を聞くことができた。

その後行われた討議の中で、神田委員長から、「法が建築をどのように規定していくかについて、基本法という形であるべき姿をうたう、という方向があるのではないかと、個人的には考えている。」という発言があった。

最後に神田委員長から以下5項目のまとめが行われた。

- (1) 専門家集団として、ユーザーの視点もふまえて、より良い建築を作ることのできるシステムを。
- (2) 法律を含み専門分野からの現行法体系とその運用に関

する問題点を確認。横断的な議論が重要。

- (3) 特に、最低基準のあり方について、建築の理念を踏まえた枠組みの提案。（技術基準の提供）
- (4) 現行建築士制度・確認制度とは異なる「裁量権を委任する人の信任」のシステムを。
- (5) 社会システムにおける学会の役割として、立法に対しても積極的に関与すべきではないか。

現行法の問題点については、さまざまな議論の場においてもおおむね共有されていることが理解できる。また、法体系のあるべき姿については、集団規定、単体規定とも、基本的な目標ないし基準設定と、詳細の規定とを分離すべきという考え方に向かいつつある。これからの議論の焦点は、法改正に向けての具体的なアクションをどのようなセクターがになうべきか、また、その際の社会からの信頼と正当性を獲得する手順を見通した議論が必要である、ということが提示された会議であった。（文責：黒木正郎）

## 日本建築学会大会（北海道）ランチ懇談会の報告

今年も建築学会大会会場においてランチ懇談会（8月31日）を開催し、20名が昼食をとりながら意見交換、懇親を通して

建築基本法のあり方を語り合った。詳細報告はホームページ（<http://www.kihonho.jp>）をご覧ください。

### 事務局からのお知らせ

#### (1) 基本法制定準備会パネルディスカッションのご案内

平成16年6月22日に東京工業大学百年記念館で開催されたパネルディスカッションに引き続き、下記の通り、第二弾を予定しています。奮ってご参加ください。

日 時：平成16年11月16日(火)15:00～18:00 場 所：東京工業大学百年記念館 主 題：「群としての建築の理念」の視点から 建築基本法のあり方を考える パ ー ト：今川憲英（東京電機大学） 大野秀敏（東京大学） 野城智也（東京大学）
---

「経済的には世界に冠たる豊かさを実現した国なのに、我々の住む街は必ずしもその豊かさを実現されているとはいえない。建築の専門家でない方からも近頃このような声を聞くことが良くあると思います。私たち建築関係者は、それに対し、さまざまな場において、現行制度上の問題、さらには、建築に関する制度のさらに上位にある法や、社会通念などの問題についても議論し、繰り返し指摘をしてきたところです。

このような問題意識の中から、法制度面においても、景観法や各地の街づくり条例などさまざまな動きが始まっています。これらが示すことは、建築の専門家は、今までのように、個別の建築をよりよく作ることを意識するだけでは、次の時代に対応できないということではないでしょうか。専門家である私たちには、問題点の指摘にとどまらない、具体的な、

街と建築の関係に対する行動が求められています。

建築基本法「幹事会案」では、第1条、法の「目的」として「・建築物のあるべき基本理念を定め・」としており、建築群が作り出す空間に関しては、第4条において、「建築物は地域社会の構成要素であることに鑑み、外部の構成が立地条件、周辺の町並み及び自然の景観に配慮されたものでなくてはならない。」と言及しています。より良い建築と建築群、都市空間の形成に向かうための「基本法」は、どのような理念にもとづき、何を表明すべきなのか、この、大きなテーマに対して、準備会としてパネルディスカッションを企画し、真正面から議論をしたいと考えます。各パネラーの皆様からのご意見とご議論、加えて参加者皆様との討議も交えて、会としての方向性を探り出せれば有意義と思います。

（文責：黒木正郎）

#### (2) パンフレット

より多くの会員を増やし議論し建築基本法の原案を作る運動をしましょう。ホームページ(<http://www.kihonho.jp>)に当会のパンフレットを掲載していますので、お仲間を誘って下さい。また、より多くの方のご理解とご支援をいただくために、サポーターのお誘いも掲載していますのでご利用下さい。

建築基本法制定準備会事務局

FAX：03-3289-0352 e-mail：member@kihonho.jp